

ひがしそのぎ



平成23年
3月
平成23年3月15日発行
No.522

特集

山田保育園

- 統一地方選挙のお知らせ..... ②～③
- 耕作放棄地対策..... ④～⑤
- 農業者年金..... ⑥
- 通行止めのお知らせ..... ⑦

僕たちの山田保育園 完成

このほど町給食センター付近に移転した山田保育園。
園舎からは子どもたちの元気な声が聞こえてきます。
寒さに負けず、元気いっぱい・笑顔いっぱいの子どもたち。半そでで園庭を駆け回る
この日（3月4日）の佐世保地区の最高気温は9℃でした。

**4月10日(日)は
長崎県議会議員一般選挙の
投票日(予定)です。**



**4月24日(日)は
町長・町議会議員一般選挙の
投票日(予定)です。**

投票日・投票時間

4月10日(日) 午前7時～午後**8**時

投票日・投票時間

4月24日(日) 午前7時～午後**6**時

投票日に投票に行けない方は、期日前投票を！

投票日に仕事や用事、病気などで、「投票所に行けない…」という方は、期日前投票を御利用ください。

投票日に投票に行けない方は、期日前投票を！

日時：4月2日(土)～4月9日(土)

午前8時30分～午後8時

場所：町総合会館 福祉センター1階

日時：4月20日(水)～23日(土)

午前8時30分～午後8時

場所：町総合会館 福祉センター1階

投票できる人

20歳以上(平成3年4月11日までに生まれた方)で町内に3ヶ月以上住んでいる方(平成22年12月31日までに当町に転入の手続きをした方)

ただし、県内から平成23年1月1日以降に、転入された方は、前住所地での投票ができます。(東彼杵町での投票はできません)。前住所地で投票する前住所地の選挙管理委員会に投票用紙を請求して不在者投票ができます。

その際には、「引き続き住所を有する旨の証明書(無料)」または「住民票の写し」が必要となりますので、早めに東彼杵町選挙管理委員会、または前住所地の選挙管理委員会へお尋ねください。

投票できる人

20歳以上(平成3年4月25日までに生まれた方)で町内に3ヶ月以上住んでいる方(平成23年1月18日までに当町に転入の手続きをした方)

**有権者ひとりひとりがルールを守って、棄権することなく投票しましょう。
立候補者が定員を超えないときは、投票は行われません。**

政治家の寄付は禁止。有権者が求めることも禁止。

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。

違反すると、処罰されます。また、有権者が寄付を求めることも禁止されています。

ルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

政治家の代理の人が出席する場合の結婚祝・葬式の香典



お祭りへの寄附や差入

落成式・葬式等への花輪・供花



入学祝・卒業祝



地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ

東彼杵町選挙管理委員会 ☎ 46 - 1111 (内線 15)



耕作放棄地対策について

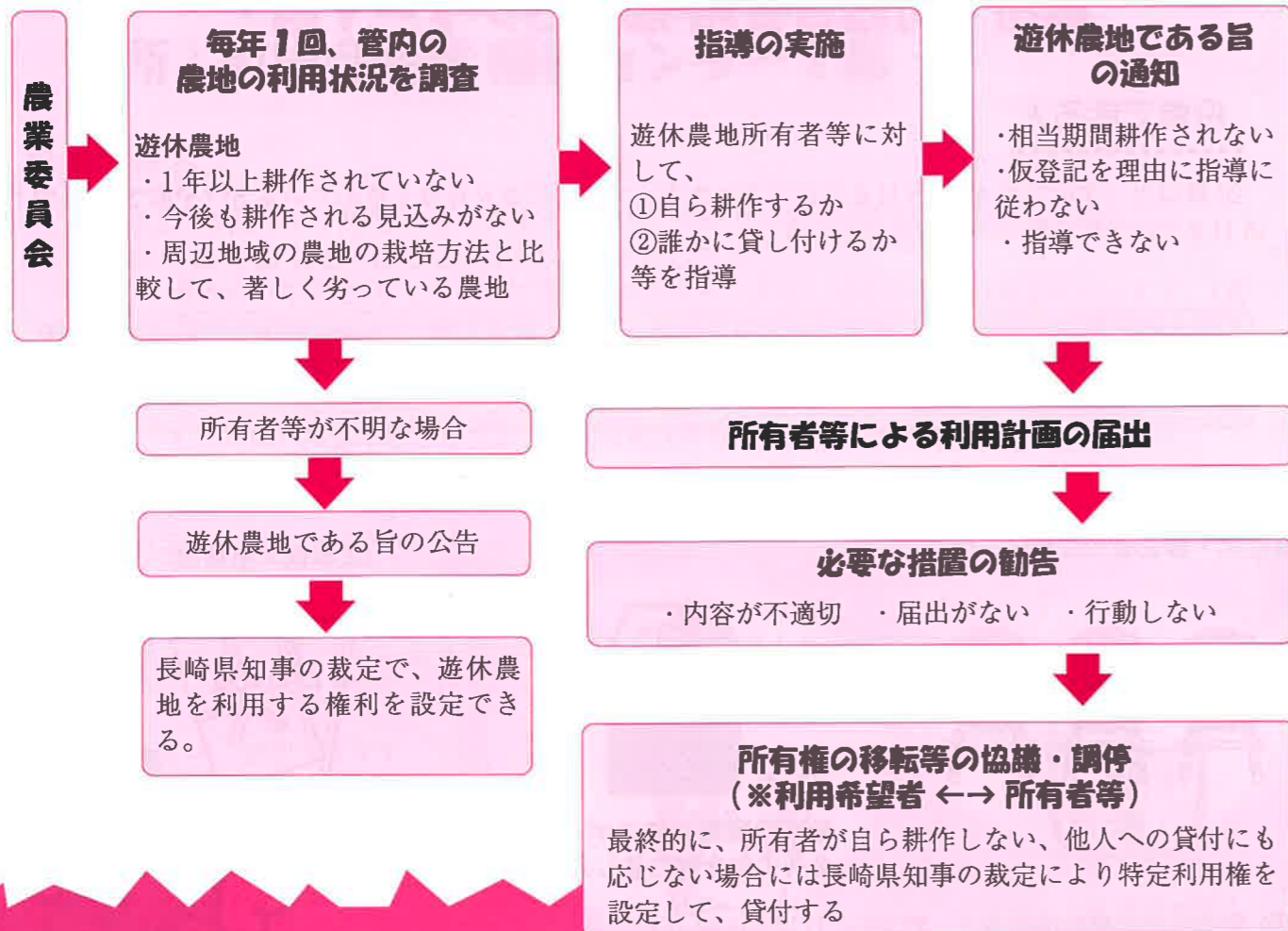
法律に基づく遊休農地対策では、農業委員会が、毎年1回管内すべての農地の利用状況を調査し、農地として利活用するよう指導、勧告までを行うことになっています。

〔農地の権利を有する者の責務〕

「農地の所有者、賃借権等を有する者は、その農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない。」という責務規定が設けられました。



耕作放棄地を解消しました



耕作放棄地があると・・・

平成21年12月から新たな農地制度がスタートし、農地は農地として活用することが義務付けられました。

●耕作放棄地とはどんなものか？

耕作放棄地とは「所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間再び作付けする考えのない土地」のことです。

●耕作放棄された農地の活用を進めましょう！！

優良な農地が減少しつつある中、手を加えることで農地として活用できる耕作放棄地があります。耕作放棄地は放っておくと産業廃棄物等の不法投棄を招いたり、病害虫や鳥獣害の発生源となり周辺の農地に悪い影響を与えるなど、環境面でも悪影響が出ます。解消を進めるためには、農業者をはじめ一般の企業や県民のみなさんの御協力が必要です。

たとえば、認定農業者等の農業者が規模拡大のために取得する、また、食品加工メーカーが加工用の野菜を自社生産する、さらには建設会社が経営の多角化のために農業に参入する、NPO法人が農業をはじめめる等々が考えられます。また、市民農園としての活用、学校教育の場で学童農園として活用することなども考えられます。



●耕作放棄地の解消事例を紹介します

- 建設会社が農業生産法人を設立し耕作放棄地を利用してブルーベリー生産などを行っています。
- 農業生産法人が耕作放棄地を復元して規模を拡大、新産地が生まれています。
- 肉用牛の放牧で耕作放棄地の解消に効果を上げました。
- 地区内の農業後継者やサラリーマン等と一緒に地元の耕作放棄地を農地に復元。たまねぎ等の野菜生産・加工・販売など多角的な経営が図られています。
- 耕作放棄地を市民農園として再生し、広く市民に解放しています。

●耕作放棄地の解消には様々な支援や助成措置があります。

耕作放棄地を農地に復元するには、多大な労力を必要としますが、国・県・町では農地の復旧及び営農定着のための助成措置を設けています。これらを活用して、耕作放棄地を活用して下さい。

☎ 役場農業委員会 ☎ 46 - 1111 (内線 64)

環境保全型農業直接支払いのお知らせ

平成23年度から減農薬や地球温暖化防止取組みを組み合わせた農業に取り組む農家を支援する制度です。詳しくは役場耕地係(☎46-1111 内線54)へ3月末までに御連絡ください。

対象者 販売農家、農業法人
(エコファーマー+減農薬・減化学肥料実施)が条件

- 対象取組
- ① 5割低減+カバークロープ
 - ② 5割低減+リビングマルチ
 - ③ 5割低減+水田冬期湛水
 - ④ 有機農業(無農薬・無化学肥料)のいずれか一つに取り組んでいること
- 交付金額 8,000円/10a

しっかり積み立てて、安心して豊かな老後を！
国が支える、大きな安心！

農業者年金

60歳未満の国民年金の第一号保険者なら、年間60日以上農業に従事していれば農業者年金に加入できます。老後の生活は自分で準備し、老後の備えに家族みんなで加入しましょう。

将来の年金額（試算）

付利利率2%の場合

単位：万円

加入年齢	納付期間	保険料納付総額			性別	年金額(年額)	年金受給総額
		本人負担分	国庫補助額	合計額			
50歳	10年	168	72	240	男	15.5	338
					女	13.2	359
40歳	20年	408	72	480	男	34.1	743
					女	29.3	794
30歳	30年	588	132	720	男	57.1	1,245
					女	49.0	1,327
20歳	40年	744	216	960	男	85.4	1,861
					女	73.0	1,979

※ 65歳以降の予定利率は1.55%で計算しています。

農業者年金の特徴

特徴1

少子高齢化に強い年金です！

積み立て方式

自分が積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積立方式の年金です。

特徴2

終身年金で80歳までの保証付き！

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

特徴3

税制上の優遇措置！

支払った保険料は全額（12万円～80万4千円）が社会保険料控除の対象で所得税や住民税の節税につながります！払った保険料の15%～30%程度の節税につながります。

特徴4

保険料の額は自由に決められます！

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料は月2万円から6万7千円の範囲内で、千円単位で自由に選ぶことが可能です。

特徴5

保険料の国庫補助があります！

認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手には、(月2万円)の2割、3割、5割の保険料の国庫補助があります。(最大で20年)

長崎県農業会議 ☎ 095 - 822 - 9647
役場農業委員会 ☎ 46 - 1111 (内線64)



町道平似田太ノ浦線 龍頭泉橋付近は通行できません



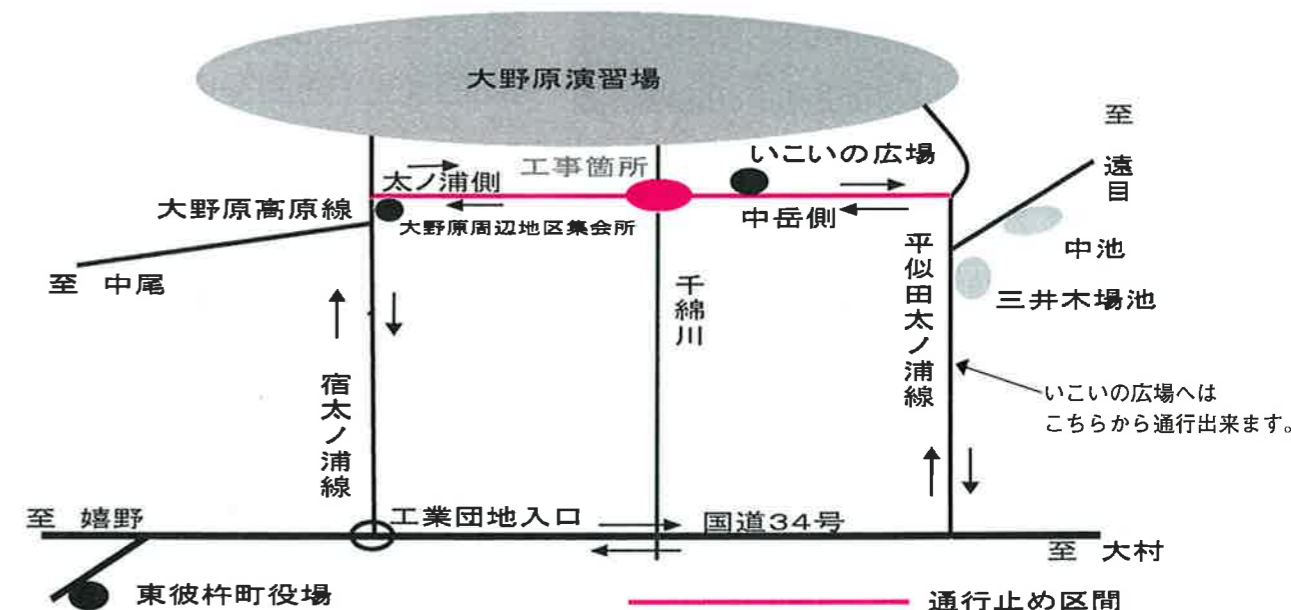
町道平似田太ノ浦線の龍頭泉橋付近は、現在橋梁の架替え工事を行っているため、車両及び歩行者は通行できません。

この町道は、国道34号線から陸上自衛隊大野原演習場へ通じ、町道大野原高原線へ連絡する幹線道路ですが、演習場付近は見通しが悪いカーブが続き、道幅も狭いため、平成10年度から拡幅工事を行っています。

今後の工事予定として、現在の道路を掘削し、新しい道路の盛土や橋桁の架設を行うため、安全を第一に考え、全面通行止めの措置を取っています。

道路利用者の皆様には、大変御不便をお掛けしますが、御理解と御協力をお願いします。なお、御不明な点につきましては、役場建設係に御連絡ください。

全面通行止め期間（終日） 平成24年2月29日まで
（工事の進捗によっては、規制期間を延長する場合があります。）



役場建設係 ☎ 46 - 1111 (内線42)



街のあちこち

渡海 忠さん（一ツ石） 農林水産大臣表彰

平成 22 年 2 月に実施された「2010 年世界農林業センサス」において、調査員として業務に当たられた渡海忠さん（一ツ石）に農林水産大臣表彰が贈られました。

渡海さんは農林業センサスや国勢調査などの調査員として活躍し、正確な統計データの把握のために御尽力いただきました。

渡海さんは「何十年も農林業センサスや国勢調査の調査員を行いました。統計調査だけでなく、一ツ石地区の相談役としてこれからもがんばっていきたいと思います」と話してくださいました。



彼杵少年剣道クラブ「少年剣道教育奨励賞」受賞

彼杵少年剣道クラブに、全日本剣道連盟から「少年剣道教育奨励賞」が贈られました。

これは、剣道を通して青少年健全育成などに貢献していることが評価されたものです。彼杵少年剣道クラブは設立 53 年を迎え、現在は小学生 12 名・中学生 5 名で活動しています。

写真は剣道を指導している松下文隆さん（本町・写真左）と井上晃さん（橋ノ詰・写真右）です。

町内には彼杵少年剣道クラブのほかにも、千綿龍頭館、大楠少年剣道クラブ、音琴少年剣道クラブがあります。



春季火災予防運動

火災予防思想の一層の普及を図り、火災発生を防止することを目的とした「春季火災予防運動」が 3 月 1 日～7 日まで実施され、各分団による夜間パトロールなどが行われました。

期間前の 2 月 27 日は、町内 3ヶ所（東宿地区・赤木地区・蔵本地区）を火災現場に想定した出動訓練が行われ、消防団員たちはキビキビした動きで訓練を行いました。

日ごろから、一人ひとりが『火の用心』を心がけ、防火対策に取り組みましょう。



町民綱引き大会



「第 21 回町民綱引き大会」が 3 月 6 日、彼杵児童体育館で行われました。

一般の部・フリーの部あわせて 19 チームが参加し、熱戦が繰りひろげられました。結果は次のとおりです。

	一般の部	フリーの部
優勝	川内 A	平似田
準優勝	太ノ原 A	橋の詰



▲ 一般の部 優勝『川内 A チーム』



▲ フリーの部 優勝『平似田チーム』

悪質商法にだまされないために



町・町社会福祉協議会・県消費生活センターが協力し 2 月 8 日、東宿コミュニティーセンターで、消費生活支援講座が開催され、約 40 人が参加しました。

当日は県内で実際にあった事例を寸劇で行い、参加者に注意を促しました。悪質商法の撃退方法は、必要のないものはきっぱり断ることです。

不安に思うことなどがあれば早めの相談をお願いします。（役場企画係 ☎ 46 - 1111・長崎県消費生活センター ☎ 095 - 824 - 0999）